

目 次

津市条例

津市職員の給与に関する条例及び津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

津市規則

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

令和4年6月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

津市契約規則の一部を改正する規則

津市告示

認可地縁団体の告示事項の変更

放置自転車の撤去及び保管

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

地縁による団体の認可

コミュニティバス（南部地域（久居西循環ルート））の使用料徴収事務の一部委託

自動車臨時運行許可番号標の失効

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

津市議会の招集

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

津市美里保健センターの使用料の徴収事務の委託

認可地縁団体の告示事項の変更

国民健康保険被保険者証の無効告示

認可地縁団体の告示事項の変更

特定子ども・子育て支援施設等の確認

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の廃止

公示送達

認可地縁団体の告示事項の変更

津市公告

津市地域防災情報通信システム（同報系）更新事業基本構想設計業務委託に係る条件付一般競争入札の執行

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市農業振興地域整備計画の変更案の縦覧

開発行為に係る工事の完了

市有財産の貸付けに係る条件付き一般競争入札の執行

予防接種の実施

開発行為に係る工事の完了

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市職員の給与に関する条例及び津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和４年５月３０日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第１５号

津市職員の給与に関する条例及び津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

（津市職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条 津市職員の給与に関する条例（平成１８年津市条例第４２号）の一部を次のように改正する。

第３２条第２項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２０」に、「１００分の１０７．５」を「１００分の１００」に改め、同条第３項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２０」に、「１００分の７２．５」を「１００分の６７．５」に、「１００分の１０７．５」を「１００分の１００」に、「１００分の６２．５」を「１００分の５７．５」に改める。

（津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第２条 津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２２年津市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２０」に、「１００分の１６７．５」を「１００分の１６２．５」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、公布の日から施行する。

（令和４年６月に支給する期末手当に関する特例措置）

第２条 令和４年６月に支給する期末手当の額は、第１条の規定による改正後の津市職員の給与に関する条例（第１号イにおいて「新給与条例」という。）

第３２条第２項（同条第３項又は第２条の規定による改正後の津市一般職の

任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び津市職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第32条第4項から第6項まで(津市職員の育児休業等に関する条例(平成18年津市条例第35号)第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第41条第1項から第3項まで若しくは第6項又は津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成18年津市条例第37号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員
次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 新給与条例第32条第2項に規定する特定幹部職員(次号イにおいて「特定幹部職員」という。) 107.5分の15

ウ 津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定幹部職員 62.5分の10

2 令和3年12月に規則で定める条例の規定に基づき期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「規則で定める者との権衡を考慮して規則で定める」とする。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和４年５月３０日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第１６号

津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成１８年津市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「１００分の２０２．５」を「１００分の１９５」に改める。

附 則

- １ この条例は、公布の日から施行する。
- ２ 令和４年６月に支給する期末手当の額は、改正後の津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第６条第２項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和３年１２月に支給された期末手当の額に、２０２．５分の１５を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年5月30日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第17号

津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（平成18年津市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例第4条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、222.5分の15を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和４年５月３０日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第１８号

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成１８年津市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「１００分の２２２．５」を「１００分の２１５」に改める。

附 則

- １ この条例は、公布の日から施行する。
- ２ 令和４年６月に支給する期末手当の額は、改正後の津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例第４条第２項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和３年１２月に支給された期末手当の額に、２２２．５分の１５を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年5月30日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第19号

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例（平成18年津市条例第227号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例第4条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、222.5分の15を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年5月30日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第20号

津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年津市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年５月２０日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第２９号

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成１８年津市規則第３３号）の一部を次のように改正する。

第７条の２第２号中「、収容されている場合」の次に「、同法第６４条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第６６条の規定による決定により少年院に収容されている場合」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和４年６月に支給する期末手当の特例措置に関する規則をここに公布する。

令和４年５月３０日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第３０号

令和４年６月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(趣旨)

第１条 この規則は、津市職員の給与に関する条例及び津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和４年津市条例第１５号。以下「令和４年改正給与条例」という。）附則第２条の規定による令和４年６月に支給する期末手当の特例措置に関し必要な事項を定めるものとする。
(令和３年１２月に特別職等に関する条例の規定に基づき期末手当を支給された者についての特例)

第２条 令和４年改正給与条例附則第２条第２項の規則で定める条例は、次に掲げる条例とする。

- (1) 津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成１８年津市条例第９号）
- (2) 津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（平成１８年津市条例第２０号）
- (3) 津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成１８年津市条例第４０号）
- (4) 津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例（平成１８年津市条例第２２７号）

２ 令和４年改正給与条例附則第２条第２項の規定により読み替えて適用する同条第１項の規則で定める者は、前項各号に掲げる条例の適用を受ける者とする。

３ 令和４年改正給与条例附則第２条第２項の規定により読み替えて適用する同条第１項の規則で定める額は、第１項各号に掲げる条例の令和４年改正給与条例附則第２条第１項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。

(端数計算)

第３条 令和４年改正給与条例附則第２条第１項に規定する基準額又は調整額

に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、令和4年6月に支給する期末手当の特例措置の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年５月３０日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第３１号

津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則
津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則（平成１８年津市規則第２
０８号）の一部を次のように改正する。

第１１条中「明りょう」を「明瞭」に改める。

第７８条に次のただし書を加える。

ただし、第６３条第１号キ及び第２号オに掲げるリース資産（ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められない取引に係るものに限る。）の減価償却は、リース契約に基づくリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によって、取得した日の属する年度からこれを行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第７８条の規定は、令和４年３月１日から適用する。

津市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 5 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 3 2 号

津市契約規則の一部を改正する規則

津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項中「1 0 0 分の 9 0」を「1 0 0 分の 9 2」に改める。

第 1 号様式中「あて先」を「宛先」に改め、同様式に次のように加える。

※ 代表者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第 2 号様式中「あて先」を「宛先」に改め、同様式に次のように加える。

※ 代表者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 1 2 条第 1 項の規定は、この規則の施行の日以後に公告を行う建設工事等に係る最低制限価格について適用し、同日前に公告を行った建設工事等に係る最低制限価格については、なお従前の例による。

津市告示第 1 4 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 5 年安濃町告示第 1 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 1 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

山出地区自治会

三重県津市安濃町草生 8 5 3 番地

代表者 紀平 了

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	平澤 一浩 三重県津市安濃町草生 6 8 9 番地
変更後	紀平 了 三重県津市安濃町野口 1 0 4 1 番地 3

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 4 年 4 月 3 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 4 8 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項、第 1 3 条第 2 項及び第 1 4 条に基づき撤去し、保管している
自転車について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 1 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
新家町地内	2	令和 4 年 3 月 2 4 日
久居万町地内	2	令和 4 年 3 月 2 5 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和 4 年 4 月 4 日
津駅東口周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 4 年 4 月 4 日
戸木町地内	1	令和 4 年 4 月 4 日
一身田中野地内	1	令和 4 年 4 月 6 日
津駅西口周辺自転車等放置禁止区域	4	令和 4 年 4 月 7 日
一身田平野地内	1	令和 4 年 4 月 7 日
南丸之内地内	1	令和 4 年 4 月 1 1 日
津駅東口周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 4 年 4 月 1 2 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和 4 年 4 月 1 2 日
羽所町地内	2	令和 4 年 4 月 1 2 日
一志町八太地内	1	令和 4 年 4 月 1 2 日
津駅西口周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 4 年 4 月 1 3 日
一身田平野地内	1 1	令和 4 年 4 月 1 3 日
津駅東口周辺自転車等放置禁止区域	2	令和 4 年 4 月 1 8 日
一志町八太地内	1	令和 4 年 4 月 1 8 日
阿漕町津興地内	1	令和 4 年 4 月 2 7 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 4 年 4 月 2 8 日
白塚駅公共自転車等駐車場	1 5	令和 4 年 4 月 2 8 日
フェニックス通公共自転車等駐車場	1 8	令和 4 年 4 月 2 8 日

2 保管期間

告示の日から 90 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 1 4 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 4 年津市告示第 3 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 1 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

新家町自治会

三重県津市新家町 2 1 3 5 番地

代表者 大原 弘行

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	薄井 哲 三重県津市新家町 1 6 4 0 番地
変更後	大原 弘行 三重県津市新家町 1 5 4 2 番地 2

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 4 年 4 月 1 7 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 5 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年久居市告示第 1 7 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 1 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

久居団地自治会

三重県津市久居野村町 3 7 2 番地 3 1 3

代表者 中村 和嗣

2 変更に係る事項

(1) 事務所の所在地

変更前	三重県津市久居野村町 3 7 2 番地 1 1 7
変更後	三重県津市久居野村町 3 7 2 番地 3 1 3

(2) 代表者の氏名及び住所

変更前	米川 利美 三重県津市久居野村町 3 7 2 番地 1 1 7
変更後	中村 和嗣 三重県津市久居野村町 3 7 2 番地 3 1 3

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者及び事務所の所在地の変更が、令和 4 年 4 月 1 7 日の定期総会において承認されたため。

津市告示第 1 5 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 5 項の規定により、地縁による団体を認可し、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 名称

山田野下司名区

2 規約に定める目的

本会は以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡に関する事。
- (2) 生活環境の美化・区域内の環境の整備に関する事。
- (3) 集会施設の維持管理及び共同活動の実施に関する事。
- (4) 伝統的地域文化の維持と発展に関する事。
- (5) その他目的達成のための諸活動に関する事。

3 区域

本会の区域は、津市白山町山田野字十王 2 7 4 番地 1 から 3 4 2 番地 2 までは（3 2 0 番地 1 から 3 3 1 番地までを除く。）、津市白山町山田野字鹿ノ垣内 5 5 5 番地 3 から 5 6 6 番地 4 まで（5 5 6 番地 5 を除く。）、津市白山町山田野字下司名 5 6 8 番地 1 から 6 0 5 番地まで、津市白山町山田野字掛ノ前 6 0 6 番地、津市白山町山田野字松本 6 7 6 番地から 6 7 9 番地まで、津市白山町山田野字毘沙門 7 3 5 番地 1、津市白山町山田野 7 4 2 番地 1、津市白山町山田野字十王 3 0 5 9 番地から 3 0 9 0 番地まで（3 0 6 1 番地及び 3 0 6 2 番地を除く。）、津市白山町山田野 3 0 7 5 番地から 3 1 0 5 番地まで、津市白山町山田野字松本 3 1 3 2 番地から 3 1 7 2 番地まで、津市白山町山田野字鹿ノ垣内 3 1 8 2 番地から 3 2 1 1 番地まで（3 2 1 0 番地を除く。）及び津市白山町山田野字掛ノ前 3 2 4 1 番地から 3 2 8 0 番地までの区域とする。

4 主たる事務所

三重県津市白山町山田野 5 9 0 番地 5

5 代表者の氏名及び住所

豊田 一弥

三重県津市白山町山田野 2 8 0 番地 1

- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

- 7 代理人の有無

なし

- 8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 0 第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

- 9 認可年月日

令和 4 年 5 月 6 日

津市告示第 1 5 2 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 5 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 徴収する使用料
津市コミュニティバス南部地域「久居西循環ルート」の使用料
- 2 委託先
津市雲出本郷町 2 0 8 6 番地 2
株式会社カーステージ三重
- 3 委託期間
令和 4 年 6 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 1 5 3 号

津市自動車臨時運行許可に関する事務取扱規則（平成 1 8 年津市規則第 3 9 号）第 7 条の規定に基づき、失効した番号標について次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 1 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

自動車臨時運行許可番号標番号

三重 2 0 - 1 5 津

津市告示第 1 5 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、令和元年津市告示第 4 9 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 1 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

殿村自治会

三重県津市殿村 9 9 7 番地

代表者 内藤 浩司

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	稲垣 孝明 三重県津市殿村 7 0 2 番地
変更後	内藤 浩司 三重県津市殿村 3 4 4 番地 7

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 4 年 5 月 8 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 5 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 3 0 年津市告示第 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

ハッ山自治・区長会

三重県津市白山町山田野 1 7 8 5 番地

代表者 小菅 健一

2 変更に係る事項

(1) 代表者の氏名及び住所

変更前	松尾 正明 三重県津市白山町八対野 6 6 9 番地
変更後	小菅 健一 三重県津市白山町山田野 1 7 8 5 番地

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県津市白山町八対野 6 6 9 番地
変更後	三重県津市白山町山田野 1 7 8 5 番地

3 変更年月日

令和 4 年 5 月 8 日

4 変更の理由

地縁による団体の代表者及び事務所の所在地の変更が、令和 4 年 5 月 8 日の定期総会において承認されたため。

津市告示第 1 5 6 号

令和 4 年第 2 回津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 4 年 5 月 2 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日

令和 4 年 5 月 3 0 日

2 招集の場所

津市議会議事堂

津市告示第 1 5 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 5 年一志町告示第 2 0 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 2 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

高野区会

三重県津市一志町高野 1 1 7 0 番地 5

代表者 大市 哲

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	野末 孝行 三重県津市一志町高野 1 1 0 5 番地
変更後	大市 哲 三重県津市一志町高野 1 1 3 9 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 4 年 4 月 2 9 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 5 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、令和 3 年津市告示第 2 0 1 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 2 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

其倉自治会

三重県津市一志町其倉 2 1 1 番地

代表者 前川 弘和

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	前川 弘和 三重県津市一志町其倉 2 0 7 番地
変更後	長江 英明 三重県津市一志町其倉 2 2 9 番地 1

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 4 年 4 月 1 7 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 5 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 5 年津市告示第 3 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 2 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

小山自治会

三重県津市一志町小山 4 0 1 番地 1

代表者 細野 昭二

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	田中 均 三重県津市一志町小山 9 1 9 番地 1
変更後	細野 昭二 三重県津市一志町小山 4 1 8 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 4 年 4 月 1 7 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 6 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 2 年一志町告示第 1 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 2 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

野田一自治会

三重県津市一志町高野 5 0 番地 2

代表者 広田 和生

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	横山 悟 三重県津市一志町高野 9 5 番地 8
変更後	広田 和生 三重県津市一志町高野 6 5 番地 4

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 4 年 4 月 1 0 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 6 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年一志町告示第 1 1 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 2 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

向川原自治会

三重県津市一志町大仰 1 5 2 番地 5

代表者 篠田 裕一

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	田上 仁志 三重県津市一志町大仰 2 8 8 番地
変更後	篠田 裕一 三重県津市一志町大仰 7 8 番地 1

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 4 年 4 月 1 0 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 6 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 4 年津市告示第 4 7 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 2 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

虹が丘連合自治会

三重県津市一志町虹が丘 5 番地 7

代表者 川本 文夫

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	谷本 辰彦 三重県津市一志町虹が丘 2 3 番地 2
変更後	川本 文夫 三重県津市一志町虹が丘 3 3 番地 6

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 4 年 5 月 8 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 6 3 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 5 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 徴収する使用料
津市美里保健センター運動施設の使用料
- 2 委託先
津市西古河町 4 番 1 2 号
株式会社ジャパンスポーツ運営
- 3 委託期間
令和 4 年 5 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 1 6 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、令和 4 年津市告示第 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

八対野財産管理会

三重県津市白山町八対野 2 2 3 4 番地

代表者 山脇 晃

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	西森 偉統 三重県津市白山町八対野 2 9 5 9 番地 2
変更後	山脇 晃 三重県津市白山町八対野 2 2 3 4 番地

3 事務所の所在地

変更前	三重県津市白山町八対野 2 9 5 9 番地 2
変更後	三重県津市白山町八対野 2 2 3 4 番地

4 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者及び事務所の所在地の変更が、令和 4 年 5 月 1 5 日の定期総会において承認されたため。

津市告示第 1 6 5 号

下記の国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

令和 4 年 5 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
9 2 4 7 5 4 6	令和 3 年 1 0 月 1 日	令和 4 年 4 月 2 日

津市告示第 1 6 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 8 年津市告示第 5 2 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

上野自治会

三重県津市白山町川口 7 6 2 9 番地

代表者 和田 雅文

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	和田 裕文 三重県津市白山町川口 1 6 3 5 番地
変更後	和田 雅文 三重県津市白山町川口 1 6 7 0 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 4 年 4 月 2 4 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 6 7 号

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 5 8 条の 2 の規定に基づき、次のとおり同法第 3 0 条の 1 1 第 1 項の施設等利用費の支給に係る施設として確認したので、同法第 5 8 条の 1 1 第 1 号の規定により告示する。

令和 4 年 5 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

認可外保育施設

提供者名称	施設・事業所名称	施設・事業所所在地	確認年月日
森多 志保	おうち保育所ほし とゆめ	津市久居元町 2 5 3 2 番地	令和 4 年 5 月 1 8 日
岡村 しおり	保育ルームちーく たっく	津市西丸之内 1 4 番 6 号	令和 4 年 5 月 1 9 日

津市告示第 1 6 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年美杉村告示第 1 2 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

須渕地区自治会

三重県津市美杉町八知 6 7 4 番地 3

代表者 水井 康博

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	大西 文夫 三重県津市美杉町八知 2 0 2 番地
変更後	水井 康博 三重県津市美杉町八知 9 番地 2

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 4 年 4 月 2 2 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 6 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 3 0 年津市告示第 1 5 1 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

掛之脇自治会

三重県津市美杉町竹原 2 5 6 5 番地

代表者 奥谷 良久

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	平 富雄 三重県津市美杉町竹原 2 6 3 8 番地 2
変更後	奥谷 良久 三重県津市美杉町竹原 2 4 8 1 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 4 年 5 月 5 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 170 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業の廃止に係る届出がされたので、同法第 85 条第 2 号の規定により告示する。

令和 4 年 5 月 30 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
エミタス株式会社
- 2 事業所の名称
ケアマネージメント笑みたす
- 3 事業所の所在地
津市高茶屋小森町 5 番地
- 4 廃止年月日
令和 4 年 6 月 30 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

津市告示第 1 7 1 号

下記の者の令和 2 年度国民健康保険料督促状は、住所居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 4 年 5 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇〇	令和 2 年度国民健康保険料督促状第 1 期から第 3 期

津市告示第 1 7 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、令和 3 年津市告示第 2 1 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

北黒田自治会

三重県津市河芸町北黒田 3 3 3 番地 4

代表者 岡 和生

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	岡 吉嗣 三重県津市河芸町北黒田 6 3 番地
変更後	岡 和生 三重県津市河芸町北黒田 3 3 3 番地 4

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 4 年 5 月 1 4 日の定期総会において改選されたため。

津市公告第 7 5 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 4 年 5 月 1 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

津市地域防災情報通信システム（同報系）更新事業基本構想設計業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から令和4年12月28日まで

2 入札参加者に必要な資格

本件の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者としします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 津市競争入札参加資格者名簿（令和4年5月1日時点）の2708「計画策定・コンサルティング」を希望業種として登載されていること。

(3) 本公告日から契約締結日までの期間において、本市から指名停止等を受けていないこと。

(4) 過去5年間の官公庁発注業務において、同報系防災行政無線に係る同種の計画の策定業務の履行実績があること。（下請負を除く。）

(5) 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）第6条の規定に基づく実験局（60MHz帯デジタル方式）の無線局免許を自社で取得している者。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

(7) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 期間 令和4年5月16日（月）から
令和4年5月27日（金）まで
- (2) 場所 津市危機管理部危機管理課（市本庁舎8階）又は津市ホームページ「入札情報」からダウンロード

4 仕様書等に関する質問等

- (1) 委託業務仕様書等の内容について質問がある場合は、指定の「仕様書等に関する質問書」により質問項目を御提出ください。

ア 提出期限 令和4年5月20日（金） 15時00分まで

イ 提出場所 津市危機管理部危機管理課（市本庁舎8階）

ウ 提出方法 ファクス又は電子メール

エ その他 電話・口頭等によるものや提出期限を過ぎて提出された質問については、受け付けません。

- (2) 質問に対する回答

質問項目に対する回答につきましては、令和4年5月25日（水）に津市ホームページ「入札情報」にて掲載します。

なお、回答は質問項目及びそれに対する回答のみとし質問者の氏名等は公表しません。

また、回答に対する再質問は受け付けませんので、質問書には質問内容を明確に記載してください。

5 入札参加資格の確認等

- (1) 本件の条件付一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 提出期限 令和4年5月27日（金） 15時00分必着

イ 提出場所 〒514-8611

津市西丸之内23番1号

津市危機管理部危機管理課（市本庁舎8階）

ウ 提出方法 提出方法については、危機管理課への持参、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法によるものとします。

- (2) 提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書

イ 宣誓書

提出書類には、津市競争入札参加資格者名簿登載の会社名（支店又は

営業所名）、代表者氏名を必ず記入し、印鑑は入札参加資格審査申請時に届け出た使用印（社印、代表者印）を押印してください。

ウ 2-(4)に掲げる同種の計画の業務完了確認書等の写し（発注者、受注者、契約期間、業務内容の分かるもの）

エ 2-(5)に掲げる無線局免許（実験局）の取得を証する書類等（免許状の写し等）

(3) 本件入札の参加資格の確認結果の通知

本件入札の参加資格の確認結果は、令和4年6月3日（金）までに一般競争入札参加資格審査確認結果通知書により通知します。

なお、本件入札の参加資格の確認を申請したときに提出された書類は、本件入札の参加資格の有無にかかわらず、返却しません。

6 入札及び開札の日時等

令和4年6月10日（金） 15時30分から

なお、入札時（入札開始前）には入札者確認票を提出してください（入札用封筒に入れずに入札会場へお持ちください。）。代表者本人が参加する場合でも必要となります。

7 入札及び開札の場所

津市役所 51会議室（市本庁舎5階）

8 入札保証金

免除

9 入札の無効

津市契約規則（平成18年津市契約規則第40号。以下「規則」という。）第19条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上。ただし、規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除とします。

11 その他の注意事項

(1) 指定の入札書により、仕様書に基づき入札金額等を記載の上、封入し入札を行ってください。入札金額は、履行期間を通じた総合計金額（消費税及び地方消費税額抜き）を記入してください。

また、指定の入札書を使用するとともに、再度入札（原則として2回）を行う可能性がありますので、準備してください。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分

の 10 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数は切り捨てる。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、落札は、予定価格内における最低価格入札者とします。

- (3) 最低価格入札者が 2 者以上の場合は、くじ引きにより落札者を決定します。
- (4) この入札に係る費用は、すべて入札者の負担とします。
- (5) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。
- (6) その他、入札者は、別添「条件付一般競争入札参加者心得」に留意の上、入札に臨んでください。

【問い合わせ・送付先】

〒514-8611

津市西丸之内 23 番 1 号

津市危機管理部危機管理課

電話番号 059-229-3281

FAX 059-223-6247

E-mail 229-3281@city.tsu.lg.jp

津市公告第 7 6 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 4 年 5 月 2 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

津市公告第 7 7 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 1 項の規定により津市農業振興地域整備計画を別冊のとおり変更しましたので、同条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により公告します。

また、同法第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 2 項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を、併せて別紙のとおり公告します。

なお、別冊及び別紙は省略し、津市農林水産部農林水産政策課において縦覧に供します。

令和 4 年 5 月 2 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 7 8 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 4 年 5 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 4 年 5 月 2 0 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市一身田上津部田字ワノ坪 1 3 3 7 番 8 ほか 1 1 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
四日市市ときわ 1 丁目 7 番 1 4 号
大和ハウス工業株式会社三重支社
支社長 鈴木 康夫

津市公告第 7 9 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 4 年 5 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 件名

幼保連携型認定こども園整備のための津市公有財産の貸付け

(2) 入札の概要

落札者が幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」といいます。）の用途に供する建物（以下「本件建物」といいます。）を所有し、認定こども園を運営すること等を条件として、本市が所有する(3)の土地（以下「本件物件」といいます。）を賃貸借します。

なお、賃貸借に係る主な条件は次のとおりです。

ア 認定こども園の運営開始日

賃貸借の入札の実施時期、今般の社会情勢の変化を踏まえ、落札者は、令和6年4月1日又は令和7年4月1日のいずれかに認定こども園の運営を開始しなければならないこととします。

イ 整備期間における賃料の免除

高茶屋地区における認定こども園は、津市高茶屋保育園及び津市立高茶屋幼稚園に代わる施設として、民間事業者である落札者が整備・運営することを目的とするものであって、市公共施設の代替施設として高い公益性を有することに鑑み、利用者からの保育料収入等が見込めない認定こども園運営開始までの期間（以下「整備期間」といいます。）中の賃料については、津市財産に関する条例（平成18年条例第52号）第9条ただし書の規定に基づき免除することとします。

ウ 土地買取りに関するオプション（特約）

認定こども園が開園し、落札者が一定期間の賃料を支払った後、落札者の申出により、本件物件を買い取ることでの特約を設けることとします。

(3) 本件物件の概要

所在及び地番	地目	地積	備考
津市高茶屋四丁目 2746番5の一部	雑種地	約4,000㎡	市街化区域 第二種住居地域 地積は落札者が決定した後に、測量し確定するため増減する場合があります。

(4) 契約方式及び借地権の存続期間

ア 契約方式

契約は、本件物件に借地借家法（平成３年法律第９０号）第２２条に定める定期借地権（契約の更新及び建物の築造による存続期間の延長並びに建物買取請求権の行使がないものとしします。以下「本件借地権」といいます。）を設定する契約で、公正証書によるものとしします。

イ 本件借地権の存続期間

本件借地権の存続期間は、５０年間（本件建物の建築及び取壊しに要する期間を含みます。）としします。ただし、本件借地権の存続期間の満了前に、本市と落札者が協議の上、認定こども園の用途に供する場合に限り、本件物件について新たな定期借地権設定契約を締結することができるとしします。

2 本件物件に関する事項

入札参加者は、次に掲げる本件物件に関するいずれの事項についても、十分に理解し、了承しているものとしします。

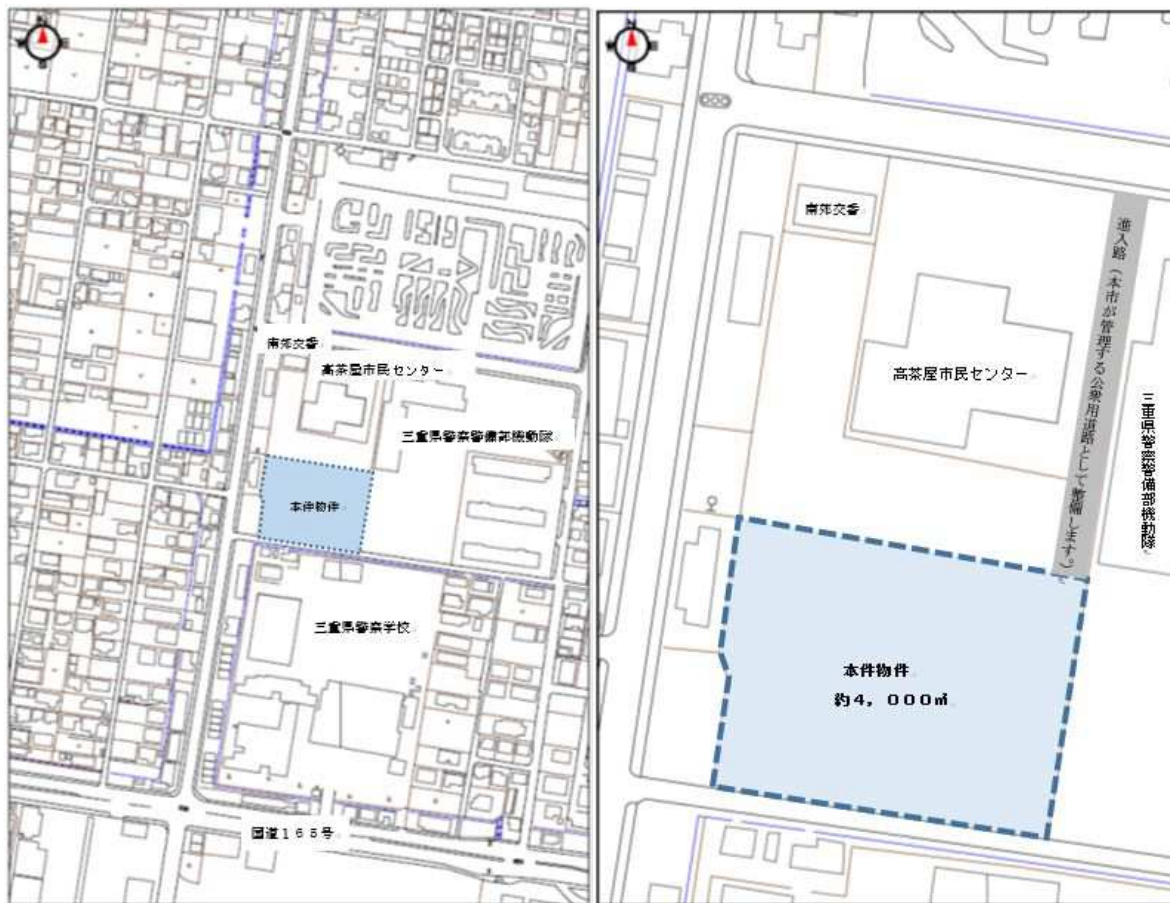
- (1) 本件物件は、現状での引渡しとなります。現状とは、土地、工作物、構築物、残置物、立木、擁壁等を含め物件の現在における状況の姿のままを意味し、老朽化や損傷等の不具合がある場合や第三者が所有する工作物、立木等が越境又は占有している場合であっても、そのまま引渡しを行います。
- (2) 地中埋設物、土壌汚染等の有無に係る調査は実施しておらず、現在本市においてこれらの存在を認知していません。
- (3) 本件物件の東側のフェンス及び側溝、西側のフェンス及び立木、南側のフェンス、側溝、集水桝、車止めポール及びポールに付随するチェーンについても本件物件に含まれます。
- (4) 本件物件の西側の水路沿いの擁壁については、境界標が滅失しており、使用収益者等権利関係が断定できない状態です。落札者決定後の測量で境界標を復元し、本件物件に含むか否かを決定します。
- (5) 落札者決定後に、本市が測量を行い賃貸借する地積を確定します。このため、本件物件の地積は４，０００㎡から増減する事があります。
- (6) 本件物件への進入路については、津市高茶屋市民センターの東側通路を、落札者決定後に本市が津市高茶屋四丁目２７４６番５の雑種地から分筆の

上、本市が管理する公衆用道路として整備を行う予定です。

なお、当該進入路の整備時期については、本市と落札者が協議の上、決定します。

【位置図】

【位置図（拡大）】



3 入札参加資格

入札に参加できる者は、入札参加時点において、本市内で認可保育所、認定こども園、小規模保育事業又は幼稚園を運営する社会福祉法人又は学校法人であって、9(1)の条件を誠実に履行できる者としします。ただし、次の各号に掲げるもののいずれかに該当する者は、入札に参加できません。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含みます。以下同じ。）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納している者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (3) 現に破産、民事再生、差押え、仮差押え、競売、滞納処分等その他これらに類する手続きを申立て、又は申立てを受けている者

- (4) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）と認められる者
- (5) 経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められる者
- (6) 反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められる者
- (7) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (8) 反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (9) 法人の役員等（非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者をいいます。以下同じ。）のうちに第4号から前号までのいずれかに該当する者があるもの

4 入札参加申込

(1) 入札参加申込手続

ア 手続の内容

(2)のとおり必要書類を本市に提出してください。本市の確認後、入札参加資格審査結果通知書を送付します。

イ 申込期限

令和4年7月5日（火）午後5時（期限内必着）

なお、郵便事情等により書類到着に遅延等が発生した場合における申込期限経過後の提出については、当該書類の受付は行わないため、申込期限に注意してください。

(2) 必要書類の提出

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書（以下「申込書」といいます。）
（ウの実印を押印してください。）

イ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

ウ 印鑑証明書

エ 市町村税完納証明書

完納証明書を発行していない市区町村の場合は、以下の証明書で該当する全てのものについて、それぞれ直近2年度分を提出してください。

(ア) 市町村民税の納税証明書又は非課税証明書

(イ) 固定資産税・都市計画税の納税証明書又は非課税証明書

(ウ) 軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書

※ 提出先は、〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号 津市健康福祉部子育て推進課保育担当とします。

※ イ、ウ及びエについては、いずれも申込日において発行後3か月以内の原本に限ります。

※ 一度提出した書類については、理由にかかわらず一切返却できません。

(3) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除とします。

(4) 申込に当たっての留意事項

ア 入札参加申込み後、入札参加を辞退する場合は、入札日時までに書面で「入札参加辞退届（辞退者の記名・押印があれば様式は問いません）」を提出してください。

イ 落札後の契約は、申込書に記載された名義でしか行いません。

5 予定価格（最低入札価格）

予定価格（最低入札価格）（年額）
690円／㎡

6 入札の無効に関する事項

入札が次の各号のいずれかに該当する場合、その入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札書に記載した金額その他の記載内容が不明確な入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 入札書に記名押印（印鑑証明書届出印）しないで行った入札
- (5) 封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なっている入札
- (6) 同一事項に対して2通以上行った入札
- (7) 入札者確認票を提出しない入札代理人が行った入札
- (8) 入札者又はその代理人が他の入札者の代理人として行った入札
- (9) 意思表示が民法上無効とされる入札
- (10) 予定価格に満たない入札価格で行った入札
- (11) 入札に際して談合等の不正行為があった入札
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札書の記載等、特に指定した事項に違反して行った入札

7 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和4年7月12日（火）午前9時30分

イ 開札時間

入札締切後直ちに開札を行います。

ウ 入札及び開札場所

津市役所本庁舎4階41会議室

(2) 当日持参するもの

ア 入札者確認票（本市が指定する様式のものに限ります。）

入札は代理人に行わせることができますが、入札者確認票に記載のない代理人が行った場合は無効となります。

イ 入札書

入札書は本市が指定する様式のものに限ります。

なお、あらかじめ記入・押印（印鑑証明書届出印）及び封入をして入札場所に持参しても差し支えありません。

(3) 入札書の投函

入札参加者は、入札書に必要な事項を記入し、記名・押印（印鑑証明書届出印）の上、封入し、入札箱に投函することとします。

なお、入札書の投函は1回とし、再度の投函はできません。

(4) 入札金額の表示

入札書に記載する金額（入札金額）は、5の予定価格以上の価格で本件物件の1㎡当たりの年額の賃料を表示してください。

(5) 入札書の書換等の禁止

入札参加者は、入札箱に投函後の入札書の内容の書換、引換又は撤回をすることはできません。

(6) 開札

開札は、入札書の投函締切り後、直ちに行います。締切までに入札書の投函をしなかった場合は棄権とみなします。

(7) 入札の中止

不正な入札が行われる恐れがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止又は入札日を延期することがあります。

(8) 落札者の決定

落札者は、有効な入札による入札金額のうち最高の価格（以下「最高入札金額」といいます。）をもって入札を行った１者としします。

(9) くじによる落札者の決定

最高入札金額で入札をした者が２者以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定しします。ただし、当該入札参加者のうち、くじを引かない者がある場合は、失格としします。

(10) 入札結果の公表

入札結果については、入札参加申込みを行った者の名称、入札価格等入札に関する結果を公表しします。

(11) その他入札に係る事項

津市条件付一般競争入札参加者心得で定めるとおりとしします。

8 契約

(1) 契約前の事前協議等

落札者決定後、本市と落札者は、協議の上、令和４年８月３１日（水）までに認定こども園の運営を開始する日（以下「運営開始期日」といいます。）を決定しします。

また、運営開始期日決定後、令和６年４月１日を運営開始期日とした場合は、令和４年１０月３１日（月）を目途として、次の事前協議等を行うものとしします。ただし、令和７年４月１日を運営開始期日とした場合は、本市と落札者は別途協議の上、事前協議等の期日を決定しします。

ア 本市及び落札者が、協議の上、本件借地権の存続期間の始期その他公正証書の約定に係る事項を決定すること。

イ 本市が、本件物件の測量により地積を確定すること。なお、本件物件の地積の確定まで数か月間程度の期間を要しします。

ウ 落札者が、本市に対し本件建物の構造、延床面積等を示す資料を提出すること。

(2) 契約の締結

(1)の事前協議等が完了した後、本市と落札者は、津合同公証人役場において定期借地権設定契約公正証書を作成するものとしします。

なお、契約後、公正証書謄本２部を取得の上、本市と落札者でそれぞれ１部ずつ保管することとしします。

(3) 賃料

賃料は、本件借地権の存続期間中の月額とし、落札者の入札書に記載された1㎡当たりの賃料（年額）に測量により確定した地積を乗じて得た額を12で除して得た額（算出した金額に1円未満の端数がある場合は1円未満切り捨て）を月額の賃料とします。ただし、整備期間中の各月の賃料については、津市財産に関する条例第9条ただし書の規定により免除します。

なお、本市は、落札者が契約に定める条項に違反し、本市が期日を定めて是正を求めたにもかかわらず、当該期日までに是正に応じないときは、賃料の免除を取り消し、落札者に対し、整備期間中に係る賃料の支払いを求めることができるものとします。

(4) 借地権設定登記に要する書類

落札者は、次に掲げる書類を、本市が指定する期日までに本市に提出してください。

ア 定期借地権設定登記嘱託請求書

イ 登録免許税非課税証明書（社会福祉法人及び学校法人が認定こども園の用途に供する土地の権利の取得の登記については登録免許税が非課税となります。非課税措置を受ける場合は、本件物件の分筆後、直ちに法人の所轄庁に対し、証明書の取得手続を行ってください。）又は登録免許税法（昭和42年法律第35号）に定める登録免許税相当分の収入印紙若しくは登録免許税を納付したことを証する領収証書

9 契約に付する条件等

契約において、次の条件等を付することとします。

なお、8(2)の定期借地権設定契約公正証書を作成する際に公証人により文言の変更等がなされる場合があります。

(1) 用途制限

落札者は、本件物件を自らが運営する認定こども園の敷地以外の用に供してはなりません。ただし、認定こども園の運営に支障のない範囲において本件物件の一部を当該用途以外の用途に供しようとする場合は、あらかじめその理由を付した書面により本市に申出を行い、本市の書面による承認を受けたときに限り、本件物件の一部を当該承認を受けた用途に限り供することができます。

また、落札者自らが運営する認定こども園は、別紙「認定こども園整

備・運営要領」のとおり整備及び運営を行わなければならない。

(2) 法令の遵守

落札者は、建築基準法、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、三重県建築基準条例（昭和46年三重県条例第35号）その他の法令を遵守して本件物件を使用するものとします。

また、本件物件の引渡し後落札者が敷地への進入路又は敷地の出入口を確保する目的その他の目的で敷地及び敷地周辺を加工しようとする場合、落札者が関係機関と協議の上、建築基準法、都市計画法、道路法その他の関係法令に従い落札者の負担により行うものとします。

(3) 本市の承諾を要する事項

落札者は、次の各号に掲げる行為をしてはなりません。ただし、事前に本市の書面による承諾を得た場合は、この限りではありません。

ア 本件借地権を第三者に譲渡すること。

イ 本件物件を第三者に転貸すること。

ウ 本件物件の形状を変更すること。

エ 本件建物の増改築又は大規模改修をすること。

オ 本件建物を第三者に譲渡又は貸借すること。

カ 本件建物を幼保連携型認定こども園以外の用途に利用すること。

キ 本件建物に抵当権等の担保権を設定すること。

ク 本件借地権に抵当権等の担保権を設定すること。

(4) 経費等の負担

本件物件の維持、修繕、改良その他の行為に要する一切の費用は、落札者が負担することとします。また、(5)の附属設備等に必要な光熱水費等の経費についても同様とします。

(5) 附属設備の設置等

ア 落札者は、本件物件に車庫等の附属設備を設置しようとするときは、事前に本市の書面による承諾を得なければならない。

イ 附属設備設置後、本市が当該設備について、本件物件の管理に支障を来すおそれがあると判断したときは、落札者は、附属設備を移設しなければならない。

(6) 本市の立入調査

本市及び本市の指定する者は、本件物件の維持保全を図るため必要があ

るときは、事前に落札者に通知した上、本件物件に立ち入り、実地調査、聞き取り、資料の提出等を求めることができることとします。この場合において、落札者は、正当な理由がなく、調査等に対して拒否又は妨害等を行ってはなりません。

(7) 落札者の禁止事項

落札者は、本件物件につき、土壌汚染を発生させ、騒音、振動、有毒ガスの放散、汚水の排出など近隣の迷惑となる行為、本件物件を滅失き損するような行為その他本市が不相当と認める行為をしてはいけません。

(8) 損害賠償等

ア 落札者が、本件物件の全部又は一部を滅失させ、又はき損させたときは、落札者は、原状に復し、又は滅失若しくはき損により損害が発生した場合は、本市に損害金を賠償しなければなりません。ただし、落札者が、自らの責めに帰することができない事由によるものであることを証明した場合は、この限りではありません。

イ アの場合のほか、落札者は、契約に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

(9) 不可抗力等による契約の終了

ア 天災地変その他本市及び落札者いずれの責めにも帰することのできない不可抗力によって本件物件が滅失し、若しくはその大部分がき損して使用不能となった場合、若しくは本市が直接本件物件を公用又は公共用に供する場合など、契約の目的が達せられなくなった場合には、契約は終了するものとします。

イ アの場合には、本市及び落札者は、それぞれ相手方に対して違約金、損害賠償金等の請求を一切行わないものとします。

(10) 本件建物の滅失等

ア 本件借地権の存続期間中に本件建物が滅失又は著しくき損し、本件物件を認定こども園の用途に供することができなくなった場合には、落札者は、本市に対し、6か月の予告期間を置いた上、書面をもって契約の解約を申し入れることができることとします。この場合には、契約は当該予告期間の満了日をもって終了することとします。

イ アの場合には、本件建物の滅失又は著しいき損が落札者の責めに帰することのできない事由によるものであることを落札者が証明したときは、本市及び落札者は、それぞれ相手方に対して違約金、損害賠償金等の請

求を一切行わないものとしします。

ウ 本件借地権の存続期間中に本件建物が滅失した場合には、落札者は、契約の各条項を遵守して建物を再築することができることとしします。この場合には、落札者は、本件建物が滅失した日から2年間、借地借家法第10条第2項の規定に基づき本件物件に再築予定の掲示をすることができることとしします。

(11) 本件土地の買取りに関する特約

ア 土地買取りの申出

落札者は、認定こども園の整備期間が満了した後、一定期間（整備期間に相当する期間）において、遅滞なく賃料を支払ったときは、本市に対し、本件物件の売払いを申出することができます。

本市は、当該申出を受けたときは、落札者に対し、別途本市と落札者が締結する売買契約の定めるところにより、本件物件を売却することができるものとしします。

なお、本件物件の所有権が本市から落札者に移転したときは、契約は当然に終了し、落札者は、(14)の原状回復義務を負わないものとしします。

イ 売買価格

アの売買契約における本件土地の売買価格については、この入札の予定価格算定の基礎となった本件土地の1㎡当たりの価格17,250円に測量により確定した地積を乗じて得た額を基本額（算出した金額に1円未満の端数がある場合は1円未満切り捨て。以下「売買基本額」といいます。）としします。ただし、契約の締結から本件物件を売却するまでに相当の期間が経過し、本件物件の価格の増減、近隣の類似土地の価格その他経済情勢の変動等により売買基本額が不相当となったと本市が認めるときは、不動産鑑定価格など合理的な価格を基礎として算定した額を売買価格としします。

(12) 本市の契約解除権

ア 本市は、次の各号のいずれかに該当した場合は、催告をせずに、直ちに契約を解除することができるものとしします。

- (ア) 落札者が、(1)の規定に違反して本件物件を使用したとき。
- (イ) 落札者が、本件建物の建築をしないとき。
- (ウ) 落札者が、(3)の規定（エを除きます。）に違反したとき。
- (エ) 落札者が消滅し、本件借地権を承継する者がいないとき。

- (ロ) 落札者が、賃料その他の本市に対し支払うべき債務の履行を怠り、本市が期限を付して督促をしたにもかかわらず、当該期限までにこれを履行しないとき。
- (カ) 落札者が、(7)の規定に違反したとき。
- (キ) その他落札者において、契約の規定に違反する行為がなされ、契約を継続し難い重大な背信行為があったとき。

(13) 合意解約

落札者は、本件借地権の存続期間中であっても、やむを得ない事情により事業の継続ができなくなるなど契約の履行が困難となった場合は、本市に対し、書面によりその理由を付して解約の申出を行い、別途本市と落札者が締結する合意解約契約の定めるところにより、合意解約することができます。

(14) 原状回復義務

ア 当該契約が本件借地権の存続期間の満了（1(4)アただし書により新たな定期借地権設定契約を締結する場合を除きます。）又は契約の解除、解約等により終了する場合には、落札者は、自己の費用をもって本件建物その他落札者が本件物件に附属させた工作物を収去し、本件物件を原状に復して本市に返還しなければなりません。

なお、原状回復は、本件建物内の物品等を処分するとともに、本件建物、工作物等（基礎杭等の地中埋設物全て及び樹木を含む。）を収去し、本件建物の表示登記を抹消した上で、本市に本件物件を更地で返還しなければならないものとします。ただし、収去により安全上、支障が生じるおそれのある工作物及び基礎杭等があると本市が判断した場合は、本市は、落札者に対し、当該工作物等の原状回復義務を免除することができるものとします。

イ 落札者は、本件物件の明渡しに際して、立退料、移転料等その他名目のいかににかかわらず、本市に対し、金品その他の請求を一切することができません。

ウ 本件借地権が存続期間の満了によって消滅する場合は、落札者は、本件借地権の存続期間満了の1年前までに、本件建物の取壊し及び退去その他本件物件の返還に必要な事項を書面により本市に通知しなければなりません。

エ 契約が終了した場合において、落札者がアの原状回復をしないことに

より本市が損害を被ったときは、本市は、落札者に対し、その損害の賠償を請求することができます。

オ 落札者は、本件物件の返還が遅延したときは、本件物件を使用すると否かとにかかわらず、契約終了日の翌日から明渡し完了に至るまで、直近賃料の倍額に相当する額の割合で計算した使用損害金を本市に支払うこととします。

(15) 必要費等の請求権の放棄

落札者は、本件借地権の存続期間が満了したとき、(9)の規定による契約の終了、(10)の規定による解約、(11)の規定による契約の終了並びに(12)及び(13)の規定による契約解除及び合意解約があったときは、本件物件について支出された必要費、有益費その他の費用があっても、これを本市に対して請求することができません。

(16) 本件物件に係る定期借地権設定登記等

ア 本市及び落札者は、契約を締結した後、本件物件について定期借地権設定登記をするものとします。

イ 落札者は、次に掲げる事由が終了したときは、落札者の責任において直ちに当該事由毎に掲げる登記を行うものとします。

(ア) 本件借地権の終了 定期借地権の抹消登記

(イ) 本件建物の除却 本件建物の滅失登記

(ウ) 本件建物に係る担保権の消滅 担保権の抹消登記

ウ 落札者は、本件建物の建築資金について金融機関等から借入れし、本件建物に抵当権その他の担保権の登記を設定した場合は、当該借入期間満了時に完済証明書を甲に提出するものとし、建築資金完済後、イ(ウ)の担保権の抹消登記を行わなければなりません。

エ ア、イ及びウに関する費用は、落札者の負担とします。

(17) 特約条項及び確認事項

契約締結後、落札者が本件物件に品質上の問題（土壌汚染、地中埋設物及び産業廃棄物の存在並びに設備におけるP C B等有害物質の含有を含みます。）を発見しても、落札者は、本市に対し、追完、賃料の減額及び損害賠償の請求をすることができません。

また、落札者は、本件物件及び本件建物の使用等に伴い、近隣住民等第三者からの苦情その他紛争が生じたときは、誠実に解決に当たらなければなりません。

10 賃料の支払期限及び支払方法

落札者は、本件借地権の存続期間中（賃料の免除期間を除きます。）毎月末日までに、翌月分の賃料を本市の発行する納付書により支払うこととします。

11 契約に関する諸費用

次の各号に掲げる契約に関する諸費用は、全て落札者の負担となります。

- (1) 印紙税（印紙税法（昭和42年法律第23号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定に基づき、印紙税に相当する金額の収入印紙を用意してください。）
- (2) 登記に必要な登録免許税等（ただし、登録免許税の非課税措置を受ける場合は、登録免許税の負担はありません。）
- (3) 公正証書の作成に要する費用
- (4) その他契約に要する諸費用

12 質問及び質問に対する回答

(1) 質問方法

認定こども園整備・運営要領に係る質問は、(2)の提出期限までに質問書（本市が指定する様式のものに限ります。）を津市役所本庁舎3階子育て推進課窓口又は電子メール（229-3167@city.tsu.lg.jp）により提出することとします。ただし、当該要領に関する質問ではなく、意見の表明と解されるものについては回答しません。

なお、入札に係る質問は、質問書によることなく、令和4年7月8日（金）午後5時まで随時返答をします。

(2) 質問書の提出期限

令和4年6月21日（火）正午

(3) 質問書の回答方法

質問書に対する回答については、令和4年6月28日（火）に電子メールで本市内の認可保育所、認定こども園、小規模保育事業又は幼稚園に送付するほか、入札の日までの間、希望者に対し津市役所本庁舎3階子育て推進課窓口において回答書を配布することにより行います。

13 その他入札参加申込みに当たっての留意事項

入札参加者は、本公告の内容全てについて十分に理解し、了承しているものとします。入札に参加しようとする者は、1から12までの事項のほか次の各号に掲げる事項について了承の上で申込みを行ってください。

- (1) 入札参加申込みに当たっては、2の本件物件に関する事項を確認するほか、入札参加者において公簿等の閲覧により十分に調査を行い、必ず現地を事前に確認してください。
- (2) 本件物件において建物を建築する際にあっては、関係機関の指導等がなされる場合がありますので、入札参加者においてもあらかじめ関係機関に確認しておいてください。
- (3) 申込関係書類の提出は、郵送（書留等記録が残る方法で送付してください。）又は直接持参にて行ってください。電話（ファクスを含みます。）等による申込みの受付は行いません。
- (4) 本件物件に係る現地説明会等は開催しませんが、本件物件の敷地等を随時見ていただくことは可能です。

問い合わせ先

津市健康福祉部子育て推進課

電話番号 059-229-3167

津市公告第 8 0 号

予防接種法施行令（昭和 2 3 年政令第 1 9 7 号）第 5 条の規定により、下記のとおり公告します。

令和 4 年 5 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

1 A 類予防接種の種類及び対象者

種類		対象者
ロタウイルス感染症		生後 6 週に至った日の翌日から、生後 3 2 週に至る日の翌日までの間で厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める日までの間にある者（腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者（その治療が完了した者を除く。）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者を除きます。）
急性灰白髄炎（ポリオ）		生後 3 月から 9 0 月に至るまでの間にある者
ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風混合		生後 3 月から 9 0 月に至るまでの間にある者
ジフテリア、百日せき及び破傷風混合		生後 3 月から 9 0 月に至るまでの間にある者
ジフテリア及び破傷風混合		1 1 歳以上 1 3 歳未満の者及び生後 3 月から 9 0 月に至るまでの間にある者
麻しん及び風しん混合	第 1 期	生後 1 2 月から 2 4 月に至るまでの間にある者
	第 2 期	5 歳以上 7 歳未満の者で、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
麻しん	第 1 期	生後 1 2 月から 2 4 月に至るまでの間にある者
	第 2 期	5 歳以上 7 歳未満の者で、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日

		の前日までの間にあるもの
風しん	第 1 期	生後 1 2 月から 2 4 月に至るまでの間にある者
	第 2 期	5 歳以上 7 歳未満の者で、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
	第 5 期	昭和 3 7 年 4 月 2 日から昭和 5 4 年 4 月 1 日までに生まれた男性で、当該風しん抗体検査を受けた結果、十分な量の抗体がないことが判明した者
日本脳炎		生後 6 月から 9 0 月に至るまでの間にある者及び 9 歳以上 1 3 歳未満の者並びに平成 1 9 年 4 月 2 日から平成 2 1 年 1 0 月 1 日までの間に生まれた者で、9 歳以上 1 3 歳未満のもの及び平成 7 年 4 月 2 日から平成 1 9 年 4 月 1 日までの間に生まれた者で、2 0 歳未満のもの
結核		1 歳に至るまでの間にある者
H i b 感染症		生後 2 月から 6 0 月に至るまでの間にある者
小児の肺炎球菌感染症		生後 2 月から 6 0 月に至るまでの間にある者
B 型肝炎		1 歳に至るまでの間にある者（H B s 抗原陽性の者の胎内又は産道において B 型肝炎ウイルスに感染するおそれのある者であって、抗 H B s 人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降 B 型肝炎ワクチンの投与を受けたことのあるものを除きます。）
ヒトパピローマウイルス感染症		1 2 歳となる日の属する年度の初日から 1 6 歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
水痘		生後 1 2 月から生後 3 6 月に至るまでの間にある者

2 A 類予防接種の実施期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

3 A 類予防接種の実施場所

別表「津市 A 類予防接種実施医療機関一覧表」のとおり
ただし、風しん第 5 期を除きます。

4 A 類予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

予防接種を受けることが適当でない者は、次の各号に掲げる者としします。

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (5) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (6) 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾患の予防接種外傷等によるケロイドの認められる者

5 B 類予防接種の種類及び対象者

種類	対象者
インフルエンザ	満 6 5 歳以上の者
	満 6 0 歳以上 6 5 歳未満の者であつて、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障がいをも有するもの及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをも有するもの
高齢者肺炎球菌	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの間に 6 5 歳、7 0 歳、7 5 歳、8 0 歳、8 5 歳、9 0 歳、9 5 歳又は 1 0 0 歳となる者で、初めて 2 3 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを接種するもの
	満 6 0 歳以上 6 5 歳未満の者であつて、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障がいをも有するもの及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをも有するもの

本人が接種を希望していることが明確に認められる場合に限りま。

対象者の意思が確認できない場合は、接種を受けることはできません。

6 B類予防接種の実施期間

(1) インフルエンザ

令和4年10月15日から令和5年1月31日まで

(2) 高齢者肺炎球菌

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

7 B類予防接種の実施場所

別表「津市B類予防接種実施医療機関一覧表」のとおり

8 B類予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

予防接種を受けることが適当でない者は、次の各号に掲げる者とします。

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

(4) 以前にインフルエンザ予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱及び全身性発疹等の反応があった者

(5) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にあるものの

津市公告第 8 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 4 年 5 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 4 年 5 月 2 7 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市神納町 2 9 8 番ほか 3 3 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
 - (1) 津市藤方 9 0 1 番地 6
有限会社鈴建コンサルタント
代表取締役 鈴木 直樹
 - (2) 津市一身田平野 3 1 8 番地 5
株式会社ハートランド
代表取締役 米倉 大策

津市教育委員会告示第6号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和4年5月20日

津市教育委員会教育長 森 昌彦

1 招集の日時

令和4年5月27日（金） 午前10時から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室

3 会議の事件

- (1) 令和4年度津市一般会計補正予算（第4号）＜教委所管分＞について
- (2) 津市通学区域審議会委員の一部委嘱替え等について
- (3) 津市青少年問題協議会委員の一部委嘱替えについて